

## 1 環境衛生関係施設の衛生確保

都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可や確認を行うとともに、施設の衛生を確保するために立入検査等を実施して公衆衛生の向上を図っている。

令和7年7月に管内の営業プールで溺水事故が発生したため、例年実施しているプールの衛生管理を主とした講習会に加え、プールの安全対策を主とした臨時の講習会を開催した。

### 環境衛生関係施設数と実査監視指導件数(令和7年9月末現在)

|          | 理容所 | 美容所   | クリーニング所 | 公衆浴場 | 旅館業 | 興行場 | プール | 計     |
|----------|-----|-------|---------|------|-----|-----|-----|-------|
| 施設数      | 433 | 1,577 | 384     | 83   | 57  | 65  | 224 | 2,823 |
| 実査監視指導件数 | 87  | 451   | 76      | 124  | 58  | 65  | 355 | 1,216 |

## 2 レジオネラ症対策

### (1) 環境衛生関係施設における対応

循環式浴槽等を有する公衆浴場（51施設）及び旅館（2施設）並びに加温装置を有するプール（46施設）について、レジオネラ症対策の指導を行っている。

#### ア 立入検査等

令和7年11月末現在、公衆浴場及び旅館については全施設（休業中の施設を除く）、プールについては24施設（未実施分は1月に実施）に立入検査を実施した。

循環式浴槽等を有する施設に対しては、平成25年度から、日常の清掃・消毒等維持管理状況を確認し施設の衛生確保を図るため、報告書の提出を毎月求めている。提出された報告書の内容を審査し、必要な監視・指導を行っている。

## 2 レジオネラ症対策

### (1) 環境衛生関係施設における対応

#### イ 水質検査結果

11月末現在、令和7年度の水質検査結果は右表のとおりである。

レジオネラ属菌を検出した施設に対しては、検出菌数に応じた対応及び洗浄・消毒を指導し、安全確保のため再検査を行い菌の不検出を確認した。

環境衛生関係施設等73施設について、180検体のレジオネラ属菌検査を実施した。11月末時点で、レジオネラ属菌が検出された施設は11施設であった。

環境衛生関係施設数におけるレジオネラ属菌検査結果

|       |      | 公衆浴場 | 旅館 | 加温プール | 計   |   |
|-------|------|------|----|-------|-----|---|
| 実施施設数 | 不検出※ | 40   | 0  | 22    | 62  |   |
|       | 検出   | 9    | 0  | 2     | 11  |   |
|       | 計    | 49   | 0  | 24    | 73  |   |
| 検体数   | 不検出※ | 136  | 0  | 33    | 169 |   |
|       | 検出   | ～99  | 7  | 0     | 2   | 9 |
|       |      | 100～ | 2  | 0     | 0   | 2 |
|       | 計    | 145  | 0  | 35    | 180 |   |

※10CFU/100ml未満

(令和7年11月末現在)

## 2 レジオネラ症対策

### (2) 社会福祉施設等における対応

感染リスクが高い高齢者などが利用する社会福祉施設及び有料老人ホーム（以下「社会福祉施設等」とする。）においては、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」（平成23年策定）に基づき、衛生的な管理方法について助言を行っている。

当保健所は、毎年独自に、自主管理点検票を回収し管理状況を確認するとともに、維持管理が適切でない施設等を訪問し、消毒や水質検査等の維持管理について助言をするなど、指針の目的である自主管理による予防対策を推進している。

また、平成30年8月に、厚生労働省告示「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」が改正され、加湿器の維持管理が追加されたことから、社会福祉施設等に対して、循環型浴槽や循環給湯シャワーだけでなく、加湿器の適切な維持管理方法等についても啓発している。

## 2 レジオネラ症対策

### (3) レジオネラ対策講習会

令和7年度は、循環式浴槽を有する公衆浴場及び旅館並びに加温装置を有するプールの営業者及び管理者を対象に、レジオネラ対策講習会を会場集合及びオンラインのハイブリッド形式で11月14日に開催した。レジオネラ症の病態や診断、感染症法上の扱い、感染事例、患者発生時の調査内容、循環ろ過設備等の維持管理などについて講義を行った。

### 3 特定建築物の環境衛生確保

特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するため、空調管理や給水管理等についての建築物環境衛生管理基準が定められている。これに基づき、特定建築物の立入検査を行い、維持管理についての衛生指導を実施している。

また、毎年、多摩地区保健所が合同でビル衛生管理講習会を開催しており、令和7年度は、「管理基準に不適があったビルの事例から考える衛生管理」をテーマとして、建築物衛生法に関する行政の動き、令和6年度の立入検査結果等について講習を行った。

### 4 水道行政

学校、病院、団地等に設置される専用水道、マンションなどの簡易専用水道、小規模貯水槽水道等から個人利用の飲用井戸等に至るまで、飲用に供する水の衛生及び安全確保を担当している。

当該事務については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」により、平成25年4月1日から市の事務とされたが、各市から地方自治法に基づく事務委託を受け、業務を実施している。

水道水質基準の一部が改正され、令和8年4月1日から「PFOS及びPFOA」が水道水質基準項目に追加され、基準値が合計0.00005 mg/L 以下となるため、専用水道設置者が水質検査頻度等の業務に必要な情報を理解し、水道水質基準が遵守できるように、動画配信による講習会を開催した。